

パーソントリップ（交通実態）調査
についてのお願い

10月12日～11月1日まで調査員が
巡回いたしますのでご協力下さい。



10月1日（1972）

No. 289

毎月一回各家庭に配布

町の人口
（47年8月末現在）

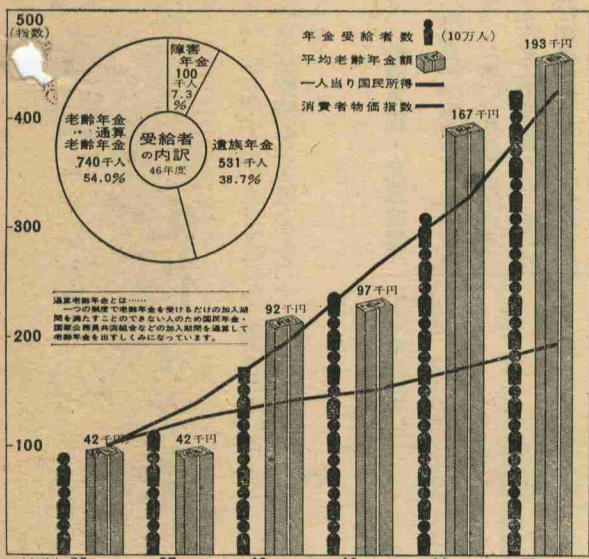
人口	23,871
男	11,547
女	12,324
世帯数	6,815

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場 発行人 伊藤衛門 編集人 企画管理室調査資料係 印刷所 冷牟田印刷合資会社 電話（代表）（601）1717

福祉年金大巾改善

老齢福祉年金
月額3300円

国民年金法改正



福祉年金制度は、昭和三十四年十一月に老令千円、障害千五百円、母子準母子千円でスタートして以来、毎年のように年金額の引き上げが行われてきましたが、その引き上げの額は月額で百円から多くて三百円程度のものであり、満足すべき額ではないにしても受給者の生活の一助として、はかりしれないほどの役割を果たしてきています。

種別	年金額	月額	引上げ月額
老令福祉年金	39,600円	3,300円	1,000円
障害福祉年金	60,000円	5,000円	1,600円
母子準母子福祉年金	51,600円	4,300円	1,400円

一、福祉年金額の引上げ

国民年金は制度発足以来、毎年のように改善が行われてきました。昭和四十七年度においては、とくに福祉年金を中心とした大幅な改善が行われました。最近、とくに人口の老化、扶養意識の変化等を背景に、年金制度に対する国民の関心がとみに高まり、老後生活に占める年金の役割は、ますます重要性をまわっています。今回の改正は、このような趣旨から、受給者が多く、改善の必要度の高い福祉年金を中心に、かつてない大幅な年金額の引き上げなどを行ない、制度の充実を図ることとなったものです。以下、改正法のあらましについて説明します。

二、拠出制年金額の引き上げ

種別	年金額	月額	引上率
障害年金（一級）	132,000円	12,000円	10%
障害年金（二級）	105,600円	8,000円	10%
母子準母子年金	100,800円	8,400円	10%
遺族年金	100,800円	8,400円	10%

三、拠出制年金の支払期日の変更

（三月・六月・九月・十二月）

拠出制年金の支払期日は毎年三月、六月、九月、および十二月、二月、五月、八月、および十一月に變更されます。

四、福祉年金と恩給等との併給制限の緩和



福祉年金の受給権者が、他の公的年金制度から年金を受けているときは、これまで、福祉年金の額を限度として福祉年金との併給が行われていたが、今回の改正により併給の限度額が六万円まで引き上げられました。

なお普通恩給、普通扶助料を受けておられる方は十月に恩給額が改定される予定でありますので、その改定通知をうけてから届け出をしていただくことになります。

五、福祉年金と戦争公務による扶助料等との併給制限の緩和

昨年の改正で、死亡、傷病にかかっているが、今回の改正では十月に改定される階級が準士官以下はより中尉以下についても全額支給福祉年金を全額支給されていることになりました。

六、所得制限の緩和

福祉年金の支給が停止される。は、すでに七〇才をすぎている人所得制限の限度額は、今までも毎年引き上げられてきたが、今年族の方の収入が多いということな回の改正では大巾に引き上げられ、今までは支給停止になっていた人きと時効になりますので、早くた人が多くいます。

あなたは年金が
うけられますか？

あなたは友人、知人等がみんな年金が受けられるのに、自分だけが受けられないということになります。それは、今すぐ国民年金に加入しよう。

国民年金の加入期間は最低二十五年ですが、他の年金に加入していた場合は、その期間を通算します。

国民年金加入資格者のうち、強制加入者は二十才から五十九才までの人で他の公的年金制度に加入できない人です。老後のことは今から自分で考えよう。

問合せ、相談は
水巻町役場厚生年金係
電話（六〇一）四三二二番

法令講習会開催
折尾運転車協会、折尾警察署主催

シンナー遊びの恐ろしさは、広報四月号で掲載したとおりですが、本町でも梅ノ木炭住でシンナー遊びをした跡がみつかり、対策が望まれておりました。

このほど国が、毒物及び劇物取締法という法律の中で重に「販売する者」「利用する者」等に対してきびしく規制することになりました。

【規制内容】
利用する者：シンナーや接着剤を吸入する等、利用する者等は利用することを目的に所持すれば成人でも、少年でも、三万円以下の罰金に処せられます。

販売する者：利用することを知らずして販売したり、渡したりすればそれが一回だけの行為であって二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。

シンナーや接着剤の乱用が、健全であるべき将来性のある青少年の体と心をむしばみ、悪の道に走らせることのないよう、家庭、学校、地域そして販売店など皆の力で防止しよう。

役場の電話番号
が変りました。
601-4321

九月二十三日より、役場の電話番号が、従来の六九一〇六三二から六〇一四三二一に変更になりました。おかけになる時は間違いないように。なお、町施設関係の電話番号は次のとおりです。

施設名	電話番号
水巻町役場	601-4321
水巻町第一保育園	(注) 601-4321 (電) 601-4325
第二保育園	691-3344
第三保育園	691-4191
下二小学校	691-2968
頃末小学校	691-6066
八小学校	691-5465
水巻中学校	691-0657
水巻南中学校	691-3665
じ原処理場	691-2184
吉田管理事務所	691-5861
母子寮	691-0242
火葬場	691-0020
水巻町議会事務局	691-1601
教育委員会	691-0403

宅地建物を買うときの心得十ヶ条

宅地建物取引業法が改正され、昭和四十六年十二月十五日から施行されていることをご存知ですか。これから土地建物を買う方は必ず次の十のことに心がけ、自分の財産は自から守りましょう。

1、業者の選定

宅地建物取引業は、県に登録された取引主任者を専任して建設大臣または知事の免許を受けた者しか業を営むことができません。免許を受けた信頼のある業者を選びましょう。

業者は事務所、案内所、分譲地に標識を掲げることになっており、またその従業者は身分証明書(写真添付のもの)を携帯することになっておりますからよく確かめましょう。

2、広告

広告をそのままウソにしないで細心の注意を払い、記載事項と現地とを見きわめてください。土地に掘出し物はありません。誇大、誤認等の文面に惑わされないよう心がけましょう。

3、所有権等の確認

目的の宅地建物と誰の所有であるか、「社有」「委託」「仲介」等の区分、またその物件に抵当権地上権等が設定されたりして、制限を受けていないかどうかを法務局でよく調べましょう。

4、前金の保全

(売主が業者の場合)

未完成の建物、分譲マンションや造成分譲地を買い受け(青田売り)、所有権の移転登記前に前金を代金の二〇分の五以上渡される場合は、必ず銀行等が連帯保証をした保証書を渡すようにする必要がありますので注意しましょう。

5、私道負担・交通機関

私道負担があるかどうかを確かめてください。私道負担があるのを知らずに宅地を買ったと、その分だけ割高になります。また現地から最寄駅までの距離、徒歩所要時間および交通機関をよく確かめましょう。

6、生活環境

周囲の生活環境調査も大切なことです。学校、医療、購買施設等との距離、あるいは騒音、臭気、ガスおよび下水処理の状況、騒音関係等問題となるような点について念入りに調査しましょう。

7、契約

現地を一回見ただけで印を押すのは考えものです。契約を結ぶ場合は、契約書の記載事項をよく読んでからはんを押しましょう。とくに売買物件の表示、私道負担、支払い条件、登記期日、税金等の負担、手附金、違約金、特記事項などに充分注意するとともに契約書の末尾に取引主任者が記名押印をしているかどうかを確かめ、後日紛争のないよう気をつけましょう。

8、手附金等

目的の土地をよく調査せず「手附金」「内金」等の名目で現金を支払うことは、あとで困る場合が多いのです。現金を現地で業者に預けるときは、その金如何なる性質のもの

かよく確かめましょう。

なお、業者が売主の場合の手附金は、代金の額の二〇分の二以内の金額となつていいますので注意しましょう。

9、公法上の制限

土地や建物には建築基準法、都市計画法、農地法、住宅地造成事業に関する法律等による公法上の制限があります。

これらの許可のない物件については広告も売買もできないことになっておりますので、よく調べましょう。

また、これらの土地を買っても希望どおりの家が建てられないこと



10、宅地建物の相談

宅地や建物の取引について納得のいかないとき、または業者の不信行為などについては、契約書、領収書等の関係書類を持参のうえ県庁内建築管理課へおいでください。



昭和47年度の畜犬登録及び狂犬病予防注射を行ないます

実施月日	時 間	場 所
10月12日	10時 ~ 12時	梅ノ木労務前
	13時30分~15時30分	古賀労務前
10月13日	10時 ~ 12時	高松労務前
	13時30分~15時30分	樋口公民館前
10月14日	9時30分~11時30分	猪熊町住公民館前
10月18日	10時 ~ 15時30分	吉田ノ二公民館前
10月19日	10時 ~ 12時	吉田ノ三公民館前
	13時30分~15時30分	机社宅公民館前
10月20日	10時 ~ 12時	上二公民館前
	13時30分~15時30分	下二町住公民館前
10月21日	9時 ~ 12時	水巻町役場前

※ 洩れた犬は10月31日10時~15時まで役場玄関前でを行います。

※ 料 金 500円 登録料 300円
注射料 200円

※ どの実施場所でも受けられても結構です。

国の行政に対し 行政相談開設

例年とお
り十月十五
日から十月
二十一日ま
で、農政、
登記、公団
など国が行
なっている
「行政相談
週間」とな
ります。こ
の期間にお
ける相談は
無料であり
、相談を受け
た事は絶対に
秘密を守ります
ので、気軽
にご相談下さい。
一、日時 十月二十日
十時~十六時
二、場所 水巻町役場別館
一、相談員 九州管区行政監察局
環境保全、
交通安全、
地区行政相談員

昭和四十七年度 福岡県行政書士試験の実施

昭和四十七年度福岡県行政書士試験が次のとおり実施されます。
一、受付期間 十月二日から十月三十一日まで
二、試験の日時および試験地
十一月十日(午後一時~四時)
天神ビル十一階大ホール
(福岡市中央区天神二丁目十二番一号)
三、申込方法
受験願書一部に写真、履歴書、受験資格を有することを証明する書面と受験手数料千円を添えて、福岡県総務部地方課(福岡市中央区天神一の一、一八二〇)へ提出下さい。
なお申込用紙およびくわしいことは申込先へお尋ね下さい。
電(〇九二)七五二一七二六
会場は、南中及び下二小です。

婦人巡回相談開催日の変更

十月二十四日に

九日一日発行の、公報で婦人巡回相談を十月十二日にいたしておりましたが、相談員の都合により十月二十四日に変更されましたのでご了承下さい。
なお巡回相談は婦人の方で、日常困っている事のある方の為に行なわれるものです。

秋空に繰り広げられる競技



九月十七日、秋晴れの中、水巻町立保育園の運動会が開催されました。

日頃親子と一緒に遊ぶ機会が少ない園児たちですが、この日は親子は両親と共に競技を楽しみ、親子の愛情ある雰囲気があったといえました。

身体障害者巡回 結婚相談
福岡県では、身体障害者の方で結婚問題で悩んでおられる方のために次のとおり結婚相談所を開設します。
ご気軽にご利用下さい。
日時 十月九日(月曜)
十時~十五時
場所 直方市役所
直方市公会堂

第十一回水巻町 青少年競書大会

水巻町教育委員会、水巻町青少年問題協議会では、書道を通して情操豊かな人間形成と、青少年の健全育成を目的とし、日頃の練習成果の発表と、今後の書道技術の向上を願って、十月二十二日(日曜)に頃末小学校において、各地区代表の小学生、中学生によって日頃の腕が競われます。

身体障害者(児童) 更正援護のための巡回相談実施

毎年行なわれております巡回相談を今年も次のとおり実施されます。ご利用下さい。
一、日時 十月十三日
二、場所 岡垣町中央公民館
三、受付 午前十時~午後三時
なお、当日相談を受けられる方は、身障手帖及び印鑑を持参下さい。

社会福祉協議会へのご寄贈 感謝いたします

◎金一封
遠賀ゴルフデン
ボール殿
七月二十一日
スカイヤーズク
ラブチャリティ
ボウル大会開催
参加者四十四名
の浄財を社会福
祉の充実のため
寄贈されました
◎香典返しとして
つきの方々か
ら香典返しにか
し深くお詫言
います。

多額の金品を社会福祉協議会に寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。ここに故人の冥福をお祈りいたします。
故 田中博助殿(机社宅)
田中文字殿
故 脇井 学殿(梅ノ木区)
脇井美智子殿
お詫び 九月号掲載の香典返しにおいて故渡辺登殿(立置殿は(猪熊)の間違いでしたので訂正